

57 山村活性化総合推進事業

【45（537）百万円】

対策のポイント

- 里山林の再生に向けて、地域住民の活動に関する里山林再生指針を実証・確立することにより、全国規模での取組の拡大につなげます。

<背景／課題>

- かつて薪炭材や農業肥料の供給の場となっていた里山林は、近年、利用されず放置されるケースが顕著となり、タケやササの侵入、ゴミの不法投棄、獣害の増加等が問題となっています。
- 里山林の再生を図るためには、その新たな利用価値を見出すことで、地域の里山林再生への取組意欲の向上を図ることが重要です。

政策目標

里山林の資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体を平成26年度までに20%増加

<主な内容>

○森林総合利用推進事業

(1) 地域の特性に応じた持続可能な里山林再生指針の構築

NPO法人等と地域住民の協働による里山林再生診断書の作成を支援します。その診断書を基に、里山林における持続可能な活動に関する里山林再生指針を確立します。

(2) 人材の育成・マニュアル作成

(1)の里山林再生指針を活用して、里山林再生のためのマニュアルを作成します。これにより、現場での指導能力だけでなく、企画能力や安全管理能力等の高度な能力を持った人材を育成します。

(3) 森林総合利用情報の集積、共有化

里山林の再生に取り組むNPO法人等のネットワーク化を図り、森林の多様な利用に関する全国の様々な情報の集積・共有化を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03 - 3502 - 0048（直））]